

(資料)

立法批評

シンガポール家族法の転回点 女性憲章（改正）法案 1979年

村 井 衡 平

シンガポールにおいて、1967年に「女性憲章」(the Women's Charter)が制定され、その第9部に「離婚」に関する規定が含まれていた。さらにその後、離婚法の包括的な改正が1979年5月19日に女性憲章改正法案 [the Women's Charter (Amendment) Bill] として議会の特別委員会に提出され、第三読会を経て成立し、1981年6月1日より施行されるにいたった。これらの事情についてはすでに別稿で説明したとおりである。ところで、この女性憲章（改正）法案の内容について、Leong Wai Kum 氏が Malaya L. R. Vol. 21(1979)に「Legislation Comment. A Turning Point in Singapore Family Law: Women's Charter (Amendment) Bill 1979」として、詳細に検討を加えられている。その際に、1967年の女性憲章を「法律」その改正法案を「法案」として比較対照する。本稿ではこれを紹介することとする。内容としては、筆者がさきに公表した「シンガポールの離婚法1910年、1950年」と「シンガポールの離婚法1967年、1981年」の中間に位置すべきものといえよう。

女性憲章（改正）法案【以下、法案という】は、1979年5月15日に議会に提出された。それは目下、議会の特別委員会の手許にある。1973年

10月に女性憲章〔以下、法律という〕を改正するために委員会が設けられて以来、一般大衆の見解はすでに、シンガポールの家族法が重要な改正をうけるべきであると変わっていたけれども、法案が提出されたとのニュースは、大衆に大きな反響をよぶことになった。議論は、提案された離婚法の改正に集中している。法案は、われわれの法律の基礎をなしている“婚姻上の非行”(matrimonial offence)の原理を放棄し、相互の合意による離婚およびイギリスの“回復しがたい破綻”(irretrievable breakdown)の原理を支持しているというのである。法案は、婚姻無効⁽¹⁾の法律も改正する。家族が崩壊したのちにその仕事を再調整するため、法案は、夫婦財産を支配する法則に劇的な変更を導入し、さらに妻および子供の扶養のため、より詳細な規定を設けている。1つの章は完全に“子供の福祉”(Welfare of children)に当てられるが、それは現在、2つのかなり控え目な条項のもとに掃きよせられている。⁽²⁾

法案は、解説文が非常にけんそんしてのべているように、単に、“婚姻訴訟手続、妻および子供のための扶養手続、そして女性および少女に関する犯罪を扱う女性憲章の中のこれらの条項を改正する”のみでなく、さらに多くのことをを目指している。それは正に、1つの転回点(a Turning point)を画している。法案は、婚姻訴訟手続きというものを、彼等の婚姻をもはや維持できない夫婦のために権威のある出口を与える手続きであるという非常に同情的な見解のもとに、そこで一方当事者が勝利する一つの法律上の戦場であるとする有力な見解を別のもので置き換えるようとしている。家族財産を分割し、子供の扶養および監護について協定する必要があるときに、彼等がいぜんとして喜んで出席し、彼等の子供に対する両親としての関係を継続するのに協力できることが望ましい。

このコメントでは、列挙された変更を一つずつ扱って行く。

離 婚

現行法。

婚姻の日より 3 年を経過したのち、いずれか一方は、姦通、遺棄、虐待、不治の精神病または過去 7 年間の別居のうちの 1 つの原因を主張して、訴を提起することができる。妻は、2 つの付加的な原因をもつ。すなわち、彼女の夫が、彼等自身の婚姻が継続している間に第 2 の婚姻を締結しようとしたか、または夫に強姦、男色もしくは獸姦の罪が認定されたのがそれである。これらの一つが立証された場合でも、裁判所は、たとえば彼または彼女が非行を誘発したか、非行を宥恕したか、または訴の提起について有責配偶者と共謀していたときのように、原告が無責とはいえないとき、判決の言渡しを拒否することができる。

法案

異常に重大な事情の存在しないとき、婚姻の最初の 3 年間の訴の禁止は維持されている。婚姻は、2 つの方法のうちの 1 つによって取得することができる。相互の合意により判決を取得するため共同で訴を提起するか、または婚姻が回復しがたく破綻したことを理由に各自が訴を提起するのがそれである。後者の場合、裁判所は、原告が 5 つの事実のうちの 1 つ以上を立証しなければ、婚姻が破綻したとは考えない。被告が姦通を犯し、原告が彼または彼女と生活するのに耐えられないと感じていること、原告が彼または彼女と生活することが合理的に期待できないような方法で被告が行動したこと、被告が少なくとも 2 年間継続して原告を遺棄したこと、夫婦が少なくとも 3 年間継続して別居し、被告が判決を取得するのに同意したこと、および夫婦が少なくとも 4 年継続して別居していたことがそれである。具体的には、絶対的、裁量的棄却事由が双方ともに廃止されている。しかしながら、法案が裁判所に対し、破綻へと導く事実を調査し、判決を言渡すことを“事情が公正かつ合理的としている”と満足することを要求している限りにおいて、棄却事由はい

ぜんとして残っている。

コメント

われわれの法律は、イギリスの離婚法をモデルにしているので、その発展を手短かにあとづけておくことが必要である。婚姻はサクラメント（秘蹟）であるという教会の見解は、イギリスの家族法に深い影響を及ぼしており、離婚法はとくにそうである。10年以前まで、離婚法は、夫婦の一方に、他方がいくつかの極端な排発（provocations）—婚姻上の非行を犯したことを立証することによってのみ、絆から自由になることを許していた。このいわゆる“婚姻上の非行”原理への唯一の有効な侵入は、“不治の精神病”であり、非常に重要な例外を形成した。⁽¹¹⁾ 1966年にいたるまで、それ以上の改正は成功しなかったが、同年、イギリス教会は、教員がいぜんとして彼等の婚姻の誓約を至上のものと考えてくれるることを望みながら、それを世俗的な婚姻および離婚の法律についての見解と区別することが必要である旨を宣言した。⁽¹²⁾ 教会が反対を取り止めたため、法律改正委員会はしばしば引用される次のような勧告をするにいたった。すなわち，“良き離婚法は、（i）婚姻の安定を傷つけるよりも、それを補強し、そして、（ii）残念なことに婚姻が回復しがたく破綻したとき、最大の公正さと最少の苦しさ、痛みおよび不面目で、空虚な法律上の外形を破壊することができるよう努めるべきである”⁽¹³⁾ という。

1969年の離婚改正法（The Divorce Reform Act）は、離婚手続に⁽¹⁴⁾ 関する限り、教会委員会と法律改正委員会それぞれの提案の妥協であるけれども、良き離婚法の目標に関する法律改正委員会の勧告を反映している。⁽¹⁵⁾ それは回復しがたい破綻が唯一の離婚原因であり、破綻はわれわれの法案が採用する5つの事実のどれかによって推定される旨を定めた。

シンガポールの離婚法をイギリスのそれと比較するとき、1961年の最初の女性憲章が1937年当時のイギリス法を再生したものであることを発

見する。われわれはイギリスより2年早く、1967年にオーストラリアおよびニュージーランドの先例に従って、別居を離婚原因として導入していた。法案が相互の合意による離婚を導入することにより、イギリスに先立つ2つ目の例を記録している。

（i）相互の合意による離婚

彼等の相互の合意を基礎にして、合意する夫婦が判決を得ることを許す規定は、事実上、その論理的な結論として、“被告が判決に同意するとき、2年間別居していること”というイギリス法上の“事実”へと導いていく。回復しがたい破綻の証拠として、法案がこの“事実”を維持するのは余計なことであるという点にここで注目しておこう。なぜならば、被告が判決に合意するとき、その合意が自由に与えられたものかどうかについて、裁判所がなんらかの調査をする必要はないからである。相互の合意による離婚は、家族関係のすべての他の局面が誠実なものであっても、婚姻の裁判による終了へと拡大していく。すなわち、法律は、夫婦が相互に合意したところには侵入しないであろう。そして、これはそうであるべきこととして甘受されている。夫婦が共通の判断にいたるとき、法律は彼等が善意で行動したと信頼しなければならず、結局、いかなる第三者も彼等の関係をより良く理解するように主張することはできない。

離婚の割合が上昇することは、ときとして、離婚法の改正の問題とながっているが、厳格な離婚法にもかかわらず、離婚の割合が増大するとしても、それを緩和することは正当でない。明白な反論として、逆も真実と言うことができる。現在の非現実的な離婚法が離婚の割合を引き下げる役目を果たすことができないならば、それが家族関係の現実をより良く反映しており、すべての法律は命令すべく努めるべきものとして尊敬される価値があるとしても、われわれがそれを放棄すべきでない理由は残されていない。さらに、離婚の割合が低いことを幸せな婚姻の証

捨とする必要はないし、また、夫婦の関係がすでに不毛になっている婚姻は、ほとんど役に立たないことが強調されなければならない。“子供の利益のために”婚姻の継続を期待するのは、作り話である。お互いに明らかに不幸な2人の人と共に生活することは、子供にとって何の利益もない。彼等はすぐに恥を見抜くことになる。彼等が婚姻および家族に関するこの浅はかな見解を押し進めて成人期に入るのは、恐ろしいことである。彼等の両親の継続的な不幸を原因として生じる苦痛および罪の意識を子供に負わすのが公正なことであり得ようか？

いまこそ、われわれは、健全な婚姻に向っての唯一の希望が、破壊された家族の蒙った“損失”を人々に知らせるためのゆっくりとした速度の教育に存在することを理解すべきである。われわれは、ほとんど成功の機会のない婚姻を避けることを知らなければならない。ひとたび婚姻が形成されるとき、調停を必要とする諸問題について家族がカウンセリング・サービスを利用できるようにするためにには、社会事業団体がこれに適している。たとえこれらのすべてに失敗したとしても、彼等が婚姻に終止符を打つのに合意すれば、法律がそれを許す道が残されている。この段階での関心は、避けることができないものは別として、それ以上の苦痛や屈辱を彼等から取り去り、もあるならば、家計、子供の監護・養育の問題について話し合うために彼等が出席できるよう、充分な友情を留保することにある。

相互の合意による離婚は、これらの現実を承認し、またこれらの関心を推し進めることとなるので、歓迎される。批評家にとっては、われわれがいまや法律の中にこの自然な進歩をうけ入れる用意があるかどうか、議論の余地があるというのが唯一の譲歩である。相互の合意による離婚は、法律を改正するものであろうが、革新するものではなかろう。中国の慣習は、家族を破壊する相互の合意による別居を認めてきた。このことは、⁽²⁰⁾裁判上で承認された。サラワクが1932年以来、非キリスト教徒に相互の合意による離婚を許していることは興味深い。⁽²¹⁾マレイシアは、⁽²²⁾

シンガポール家族法の転回点 女性憲章（改正）法案 1979年

1976年の法律改正（婚姻・離婚）法—The Law Reform (Marriage and Divorce) Act—により、すべての州にこれを拡大したが、この法律は施行されるにいたらなかった。

（ii）婚姻の回復しがたい破綻を理由とする離婚

夫婦が相互に合意していないとき、法案は、離婚を希望する一方に、証拠として提出された“事実”的一つを使用して、婚姻が回復しがたく破綻したことを立証するのを許している。

最初の“事実”は、原告が彼または彼女と共に生活するのに耐えられないと考えるという付加的な要件を着せられた姦通という古い婚姻上の非行である。⁽²³⁾ 第2の“事実”は、虐待という古い非行に似ているが、⁽²⁴⁾ しかし合理人（reasonable man）もまた被告との生活に耐えられないと考えなければ充分ではない。この“事実”には、明らかにまた、被告が不治の精神病であること、妻についてのみ、彼女の夫が重婚したこと、⁽²⁵⁾ および彼に強姦、男色もしくは獸姦の罪が認定されたことが含まれるであろう。⁽²⁶⁾ 第3の“事実”は、3年から2年に短縮された遺棄という古い原因である。⁽²⁷⁾ 第4の“事実”は、7年から4年に短縮された別居という以前からの原因である。⁽²⁸⁾ 皮肉屋は、これを見せかけだけの改正として軽じるかも知れないが、最も満足のいかない古い原因—婚姻上の非行—に関する限り、かかる非行を犯すことはもはや離婚の基礎として充分でないという点で、改正は本質的なものである。非行を犯すことは、婚姻がわざわざしていることの単なる徴候にすぎず、離婚は非行を理由としてではなく、それを犯すことが、夫婦自身が婚姻をもはや継続できないものとみている証拠であるという理由で許されるというのが実感である。

しかしながら、これらの“事実”的一つが立証されるのを要求することは、ときとして、婚姻はなんらかの他の理由で回復しがたく破綻しているにもかかわらず、夫婦の一方が救済の手段を奪われる結果になることは明らかである。いかなる“事実”を立証する必要があるのかを規定

しない離婚法が望ましいと考えられよう。なされた選択は明確であり、しかも容易に適用できる。法案が選択的な離婚の方法を規定するのは、せめてもの慰めとなろう。

(iii) 抗弁／棄却事由

2人の当事者が自由に離婚に合意していると裁判所が認定するとき、棄却事由は存在しない。個々の申立において、法案によれば、裁判所は婚姻が破綻してしまったことのみでなく、かかる判決を言渡すことが適切かつ合理的でもあることについて、満足を得ることを要求している。多分、裁判所は、婚姻が解消されたならば、“当事者双方の行為を含め、また婚姻による子供もしくは当事者一方の利益がどのような影響をうけることになるか、すべての事情”を考慮して、満足を得ることになる。

前途には、“当事者の行為”および“子供の利益”がどのように解釈されるという問題がまちかまえている。申立に対する抗弁としての“当事者の行為”をより良く解釈すれば、“事実”的1つが立証されたとしても、その行為は婚姻が現実に回復しがたく破綻してはいないことを示していると思われる。イギリスにおいて、裁判所は、事実の1つが立証されたのちでも、“すべての証拠にもとづいて、婚姻が回復しがたく破綻していない”と満足するならば、判決の言渡し拒否することは明らかであろう。⁽³¹⁾ このことは、新しい法律の基礎となる考え方一すなわち、非行をしたと立証される原告に対して、その行為は救済を拒否するものと解釈される—と矛盾するであろう。配偶者の行動を裁判官がいかに不完全に評価するとしても、彼は、婚姻がまんならない結びつきであれば、離婚を許すにちがいない。いかなる場合においても、婚姻が現実には回復しがたく破綻していないという認定にもとづいて申立が棄却されるときはいつでも、かかる婚姻が継続してカウンセリング委員の援助を必要としているならば、和解機構（reconciliation machinery）がよび求められるであろう。

シンガポール家族法の転回点 女性憲章（改正）法案 1979年

“子供の利益がどのように影響をうけるか”に関する第2の抗弁もまた、二通りの解釈をされる余地がある。1つは広い意味で、たとえ婚姻が強制的に継続されても、子供はもっと幸せであろうとし、もう1つは狭い意味で、子供の経済的利益は婚姻が継続されることを要求するという。前者は、婚姻が回復しがたく破綻し、当事者の一方が離婚を望むとき、さきにのべたように、婚姻の継続を強制することは子供の利益となり得ないから、支持することはできない。イギリスにおいて、“重大な経済的または他の苦境”のみが抗弁として認められ、しかも申立てが別居という“事実”にもとづいてなされるときのみであることが注目される。⁽³³⁾ 筆者は、これは、一般的に経済的な苦境に限定されるべきであり、⁽³⁴⁾ さらに裁判所は経済的な苦境を測定することは避けられないことを心に留めているがゆえに、まれにしか成功しないであろうと批評した。1976年になされた新しい離婚法の研究によれば、抗弁はただ2つの事例でのみ有効であることを明らかにした。両者とも原告である夫は60歳台であり、妻に対し、寡婦手当を将来的に失うことについて、適切な経済的賠償をすることが不可能であることが明らかにされた。⁽³⁵⁾ 被告である妻は、⁽³⁶⁾ 一般公衆によって社会的に追放されているという理由を根拠にして“他の苦境”を立証しようと企てたが、この企ては成功しなかった。⁽³⁷⁾

法案のもとで、“抗弁”は狭く解釈され、また個々の有効な改革の中で、夫婦がカウンセリング委員に付託されることが望ましい。

(iv) 和 議

法案は、和諧を考慮するについての裁判所の義務に何も変更を加えていない。“時に応じて”当事者の和諧の可能性を考慮することは……裁判所の義務とされ……”そして、この目的のために、手続きを延期し、彼自身による和諧を企てるか、または調停委員（Conciliation Officer）を任命することができよう。⁽³⁸⁾

新しい離婚法のもとで、この機構がより大きな効用を発揮することが

望ましい。カウンセリング事業に依存することは、共同訴訟 (joint petition) の場合に特に決定的である。なぜならば、この場合、裁判所は、これらの婚姻を夫婦の側にその以上の忍耐および努力を求めるこなしに継続することが可能であるかどうか、精査するため、婚姻自体を調査することはできないだろうからである。裁判所にとっては、すべての共同訴訟において、カウンセリングのための面談を命じるのが賢明であろう。

和諧は、時として、事件が裁判所にもち込まれてしまえば、もはや役に立たないといわれてきたが、カウンセリングの真価は避けることのできた離婚の数によってのみ測定されるべきではないことが認められる。なぜならば、専門家によるカウンセリングも、このような困難な時期には、夫婦に対する効果は空虚なものにすぎないからである。カウンセリング事業は、“それが離婚を必要としている個人および彼等の孤独な未来を和諧させるならば、それが意思決定の瞬間のストレスまたはパニックを取り除くならば、それが疎遠になった夫婦が子供のためにいっ層満足のいく取り決めをしようするのに手助けするならば、そして、それが混乱した人々を彼等の婚姻を解体することによって援助するならば”，⁽⁴⁰⁾好都合である。カウンセリング事業が有用であることを認め、イギリスではすべての事務弁護士に、彼等が原告に和諧の可能性を与え、相談のための適切な資格のある少なくとも2名の名前と住所を知らせたことを要求する手続を導入した。これは原告に、婚姻はなんらかの援助によつて救済されるであろうと気付かせるのに役立つし、彼等の婚姻が救済されるであろうと望みを抱く人々は、かかる援助を求めるであろう。われわれが似たような方法を採用すべきだとすれば、それは時間をかけて考慮する価値がある。社会福祉部門のカウンセリング事業がさらに多くの人々に利用できるよう、拡大することもまた必要があろう。

法案は、和諧と調停（夫婦が財産、扶養および監護のような争いのある問題について合意に達するよう援助する機能）を区別していないけれど

ども、規定は調停を含んだ充分に広いものであることにも注目すべきであろう。婚姻訴訟の手続きにおいて、裁判所は判決言渡人としてよりも、むしろ調停人または仲裁人として行動することが望ましいと、以前にも増して注目されてきた。⁽⁴²⁾夫婦間で合意ができたらならば、取り決めがいつ層うけ入れられやすく、また実行できるものであることは明白と思われる。法案によれば、達成された合意はどのようなものでも、判決の中に取り入れられることを強調している。筆者は、いつの日か、裁判所の訴訟手続が家族内部の手続において、⁽⁴³⁾調停のための独特的な機会をとらえるように改正されるであろうと樂観的に考えている。

法案が和諧を促進する他の方法は、ある人が和諧を試みて失敗すれば救済を奪われるかも知れないという、いちどは存在する危険性を取り除くことにある。法律は、すでにこの悪い規則を改善し始めた。法案は、⁽⁴⁴⁾よりいっ層の保護を規定している。被告が姦通したことを原告が発見したのち、たとえ当事者が 6 カ月を越えない期間、同居していても、この期間は考慮されるべきではない。⁽⁴⁵⁾被告によれば、原告が彼または彼女と同居することを合理的に期待できないような行為をしたと主張するが、しかし当事者は、原告がそれをより所にすべく意図している最終的な出来事ののち、⁽⁴⁶⁾6 カ月をこえない期間、同居していても、この期間は考慮されるべきではない。遺棄の期間を計算するについて、裁判所は、当事者が同居を回復していた 6 カ月を越えないどのような期間も無視するものとする。⁽⁴⁷⁾この規定は、实际上、遺棄は継続的なものでなければならぬとの要件に対する例外を規定している。これらの規定の効果として、夫婦は、同居の期間が全体で 6 カ月を越えない限り、たとえそれが失敗しても救済を失う恐れなしに和諧を試みることができよう。

（v） その他

法案は、夫婦の一方に他方の死亡を推定する宣言を求める訴を提出し、ついで離婚判決を得ることを許す規定を再立法している。⁽⁴⁸⁾

法案はまた、二段になった離婚判決を維持している。すなわち、仮判決に続く確定離婚判決がそれである。

判決が確定的なものとされた場合に、控訴権がないか、控訴期間が経過したか、または提起された控訴が棄却されたとき、一方当事者は再婚することができる旨の規定がある。⁽⁵⁰⁾ この規定は、余計なものである。適法に離婚した人が再婚できないといいかなる提案も決して存在しなかつた。判決が確定的なものとされたのちに控訴が提起され、または審理される可能性もまた存在しない。なぜならば、(i) 控訴を提起するための期間は判決言渡しの日より1カ月であり、一方、判決は通常3カ月を経過するまで確定しないであろうし、⁽⁵¹⁾ さらに、(ii) 登録官は、仮判決を確定的なものとする通知を記録にとじ込むに先立って、裁判所記録を調査することが要求されるからである。それは、いかなる控訴も審理中でないこと、控訴を提起するための期間を延長するいかなる命令もなされていないこと、そして判決が確定的なものとされるべきでない理由を開示すべきいかなる応訴もなされていないこと保証するためである。⁽⁵²⁾ 規定は、運悪く、婚姻無効判決を抜かしている。このことから、無効とされた婚姻の配偶者は再婚できないと推測される。この規定が削除されるか、または少なくとも無効判決を含むと改正されることが望ましい。

裁判上の別居

現行法

裁判上の別居判決を求める訴訟は、離婚と同様の原因のいずれかにより、または配偶者権回復 (restitution of conjugal rights) の判決に従わないことを理由に提起することができる。

⁽⁵³⁾

法 案

訴は、離婚訴訟において回復しがたい破綻を立証したのと同様の“事実”を用いて、提起することができる。

⁽⁵⁴⁾

コメント

法案は、効果のない配偶者権回復の判決を廃止した。

法案は、裁判別居の判決のための原因を準備するとき，“必要な修正”⁽⁵⁷⁾を加えて“事実”を判断することを必要としている。明らかに、かかる修正によれば、裁判所は婚姻が回復しがたく破綻したことを確信する必要はない。なぜならば、求められているのは婚姻の終了ではなく、同居の中止だからである。多分、さきに論じたいわゆる“抗弁”は、ここではよりいっ層のこと、狭く判断されなければならないであろう。裁判所は、かかる訴訟において、和諧の可能性を与えることが要求される点に注目しておこう。⁽⁵⁸⁾

法案としては、相互の合意による別居の判決も同様に許すのが望ましいであろう。なぜならば、法案は夫婦に彼等の共通の合意のみによって彼等の婚姻を終了することさえ許すからである。コモン・ローにおいて、長い間、当事者は、いずれか一方による遺棄に当たらないような私的な合意によって別居できることが認められていた。かくして、当事者が裁判別居の訴を提起し、彼等双方がそれに自由に合意したことを立証することによって判決を得るのを許すいかなる譲歩も全く意味がない。彼等が裁判所に出入りするのを認める意義は、それによって裁判所が財政上および扶養料についての取決めを監督し、必要と考える場合に彼等をカウンセリング委員に付託できる点にある。

法案は、裁判別居の判決について、別の効果を導入している。当事者のいずれか一方が無遺言で死亡するとき、彼または彼女のすべての動産また不動産は、あたかも他方配偶者もまた死亡したかのように相続される。この規定は、実際に「無遺言相続法」(the Intestate Succession Act) を、裁判上で別居している生存配偶者はもはや受益者(beneficiary)⁽⁶⁰⁾ではないというように修正することになろう。これはイギリスにおける立場とよく似ている。無遺言相続法は死者の意思を反映すべきであり、⁽⁶¹⁾彼または彼女と裁判別居していた配偶者に何かを遺贈するというのは、⁽⁶²⁾

多分、彼または彼女の意思ではないというのが基本的な根拠である。しかししながら、たとえ遺言法および無遺言相続法が結合する効果として、いかなる合理的な規定も作られていなくとも、裁判別居していた生存配偶者は、いぜんとして、「相続（家族手当）法」[the Inheritance (Family Provision) Act] のもとで、配偶者の財産に対して、多少とも手当を請求することができよう。⁽⁶³⁾

無 効

現行法

法律は、婚姻を無効とする原因と単に取消し得るものとする原因を区別していない。原因が限定的なものなのかどうか、明らかでない。これらのいくつかの原因について抗弁を規定しているが、しかしコモン・ローの認可 (approbation)⁽⁶⁴⁾ という抗弁が同様に適用されるのか、または少なくとも他の原因のいくつかに適用されるのか、何ものべていない。

法 案

法案は、婚姻を無効とする原因と婚姻を取消しうるものとする原因を区別し、さらに指定された原因是限定的なものであると規定している。婚姻は、法律の第9条、10条、11条または21条に違反するか、もしくはそれがシンガポール以外の土地で挙式され、挙式された土地の法律によれば無効のとき⁽⁶⁵⁾、無効である。婚姻は、無能力またはそうすることを故意に拒絶することが原因で完成されていないか、婚姻時に一方当事者が精神的不調で苦しんでいたか、一方当事者が伝染性の性病で苦しんでいたか、または妻が誰か他の人によって妊娠していたならば、取消し得るものである。法案は、認可という抗弁を廃止し、取消し得べき婚姻の取消訴訟に対する制定法上の棄却事由で置き代えている。⁽⁶⁶⁾ 法案はまた、取消し得る婚姻に関する無効判決の遡及効を廃止し、それらは単に将来に向ってのみ作用すべきものと規定している。⁽⁶⁷⁾

コメント

無効原因を取消原因から分離することは、すぐれた改革である。なぜならば、婚姻が当初から無効の場合、無効判決は技術的に不必要（それは単に無効であることを宣言するにすぎないから）であるし、他方で取消し得る婚姻は、それに関して無効判決が言い渡されるまで、いぜんとして有効だからである。かくして、たとえば、無効な婚姻の当事者は、取消判決を得ることなく再婚できるし、他方で取消し得る婚姻の当事者が再婚すると重婚を犯すことになる。

（i）無効な婚姻

一方当事者が最低年齢未満のとき（第9条）、彼等が姻族関係および血族関係で婚姻を禁止された親等内のとき（第10条）、一方当事者がすでに婚姻しているとき（第11条）、または彼等が最初に婚姻許可状を入手することなくシンガポールで“婚姻した”とき、婚姻は無効である（第21条）。法案の起草者は、不注意にも第5条を見すごしてしまった。本条は、当事者の一方がすでに婚姻しているならば、まさに第11条がいうように婚姻を無効とする。しかし、第11条はその後に企てられた婚姻でシンガポールで挙式されたものに制限されるけれども、第5条は企てられた婚姻がどこで挙式されようと、それに適用する。かかる見すごしの効果として、法律の範囲に該当する人々は、その後に国外で婚姻することにより、有効な婚姻の存続中に再婚を禁止する規定（第4条および第5条）を回避することができよう。それゆえに、第5条は、それに違反することが婚姻を無効とする規定の中に含められるのが望ましい。

婚姻はまた、“婚姻がシンガポール以外の地で挙式され、該婚姻が挙式された地の法律により無効であるとき”無効である。この規定は、多くの問題を含んでいる。現存する規定を再立法しようとするが、しかしこの規定は、これまで報じられたどの事件でも使用されていなかった。最初に“無効”を解釈する問題が存在している。国際私法の原則によれ

ば、婚姻の無効には2つの局面がある。形式的な無効（すなわち、婚姻挙式の形式に関する要件に違反する）および実質的な無効（すなわち、婚姻に必要な能力を欠いてる）がそれに当たる。規定は、それが形式的な無効のみに関することを要求する国際私法の原則と矛盾することなく、 “それが挙式された地の法律により” という文言で無効を限定しているように思われる。その際、⁽⁷⁶⁾シンガポール以外の地で挙式された婚姻に関する無効判決を言渡す根拠として、なにゆえに形式的な無効が唯一のものとされるのか、その理由は明らかでない。われわれは、外国で婚姻する当事者（彼等が裁判所に管轄権を付与するように現在この地に居住している限り、シンガポールに住所をもつ必要はない）が彼等の婚姻を無効とす⁽⁷⁷⁾われわれの裁判所にたよるのを許すべきであると考えるならば、たしかに、実質的な無効の根拠と形式的な無効のそれとの間に区別は存在しない。実際に、2つの中から1つを選ばなければならないとすれば、挙式の形式的な要件に違反するのに比較し、婚姻するについての資格を欠いていることの方がわれわれの裁判所にとってより大きな関心事であると主張できる。外国での離婚を無効とする他の根拠として、実質的な無効を含めるように規定を改正するのが望ましい。⁽⁷⁸⁾

婚姻能力に関する規定の1つが欠けていることが指摘されるべきであろう。人の婚姻能力は、婚姻の場所がどこであろうと、婚姻時の彼または彼女の住所の法律によって決定されるというのが確立された原則である。これは、⁽⁷⁹⁾シンガポールの住民が外国で婚姻するとき、婚姻能力に関する法律の規定が彼等を支配することを意味している。これらの規定として、最低年令（第9条）、禁止される親等（第10条）および最初の婚姻が存続する間に第2の婚姻を締結することの禁止（第4条・第5条）などである。これらについていえば、第9条は不幸にもシンガポールにおける婚姻に制限している。その効果として、シンガポールの住民が外国で婚姻するとき、われわれの国際私法の原則は、われわれに彼または彼女が婚姻するに先立ち、最低年令に関する法律の規定に注意するよう

シンガポール家族法の転回点 女性憲章（改正）法案 1979年

命じるけれども、法律の規定はかかる婚姻について何も触れていない。第9条を改正し、シンガポールにおける婚姻に対する制限を削除するのが望ましいであろう。

(ii) 取消し得る婚姻

法案は、合意を欠く婚姻を単に取消し得るものとすることを明示している。これは、イギリスにおいて制定法でなされたこの変化にわれわれが追随することが法律によって要求されるのかどうか、⁽⁸¹⁾ の疑問を解消する。⁽⁸⁰⁾ それはまた、合意を欠くことが“強迫または詐欺”(force or fraud)のみによって生じたことが必要であり、イギリスにおけるように他のいかかる原因もここでは効果をもたないのかどうか、⁽⁸²⁾ に関する疑問も解消する。規定によれば、合意を欠くことは強迫、錯誤、精神異状またはその他の結果であってもよいことを明示している。⁽⁸³⁾

法案は、認可(approval)というコモン・ローの抗弁および現存する制定法上の棄却事由を、イギリスにおいてすべての取消原因に共通する同価値のものを手本として置き換えた。⁽⁸⁴⁾ 裁判所は、取消原因のどれかが立証されたとしても、原告は彼または彼女が婚姻を取消すことができるなどを知りながら、彼または彼女はそうすることを企てないであろうと被告が合理的に信じるように行動したことと、しかも判決を言渡すのは不当であることを被告が立証するとき、判決を言渡さないものとする、かかる事情のもとで婚姻を取消すのは不衡平であることを理論的根拠としている。

(iii) 判決の効力

法案は、取消し得る婚姻より生まれた子供および無効な婚姻より生まれた子供（少なくとも両親の一方が婚姻は有効であると合理的に信じた限りにおいて）は嫡出子とみなす現在の規定を再立法している。⁽⁸⁷⁾ ⁽⁸⁶⁾

取消し得る婚姻に関する判決は将来に向ってのみ効力があるとする規

定は、われわれにイギリス法との調和をもたらしている。⁽⁸⁸⁾ この効果として、有効な婚姻が存在することを基礎としてなされたどの法律上の取決めも、たとえ婚姻が取消し得ることを理由として爾後に判決が言渡されるとしても、⁽⁸⁹⁾ もはや効力を失うことはない。

法案によれば、家族財産を分割し、妻の利益のために扶養料の支払いを命ずる権限を裁判所に付与する規定に無効判決の言渡しが含まれていないのは、重大な見落しである。⁽⁹⁰⁾ 法律は、裁判所がそうすることを許しており、この権限が取り去られることは最も望ましくない。離婚判決または婚姻無効判決の言渡しによって家族という1つの単位が崩壊するかどうか、夫婦は共通の関心事に注意を払わなければならぬ。すなわち、家族財産の分割および妻と子の扶養料ならびに子供の監護の取決めがそれである。法案はまた、裁判所の判決が二重の性格をもつことをのべる規定から無効判決を見落としている。⁽⁹¹⁾ このことは、多分、不注意であり、⁽⁹²⁾ 訂正されるべきである。

(iv) その他

法案は、法律が行っているように、“夫または妻”に無効判決の訴え⁽⁹³⁾ を提起する権利を制限している。これは、コモン・ローの立場とちがつている。コモン・ローによれば、少なくとも当初より無効の婚姻に関して、利害関係のある人は誰れでも裁判所に訴えることができる。⁽⁹⁴⁾

無効判決の言渡しの効力に制定法の改正を加えたけれども、そこにはいぜんとして、離婚判決と取消し得る婚姻を無効とする判決の間に、少しばかりの違いが残っている。イギリスにおいては、婚姻を無効とする根拠としてこれらの取消原因を廃止し、その代り、これらすべてを、それにもとづいて婚姻の回復しがたい破綻を推定できる“事実”にするという提案がなされた。法律改正委員会は、これを検討したが、拒否してしまった。主な理由は次のとおりである。すなわち、教会が婚姻を取消し得るものとする理由（主として婚姻時の障碍である）と離婚を正当⁽⁹⁶⁾

シンガポール家族法の転回点 女性憲章（改正）法案 1979年

とする“事実”（婚姻時よりのちに生じる）との間のちがいを認めているというのである。多分、いまこそ、われわれにとって、教会の教義のみに由来する取消し得る婚姻という概念と維持すべきかどうか、決定すべき時期にきている。現存する取消原因にもとづく取消しに代えて、婚姻の終了を認めるのがより親切と思われる。なぜならば、前者は有効な婚姻が存在したと認めるが、後者は婚姻は決して存在しなかったと宣言するからである。

家族財産の分割および財政上の規定

現行法

法律は、婚姻前または婚姻後のどのセトルメント（Settlements－継続的不動産処分）についても調査し、かかるセトルメントの条項に何か変更を命じる広汎な権限を裁判所に付与している。非所有者である配偶者（普通は妻）に家族財産について受益者としての利益を与えるため、信託という方法もまた利用される。⁽⁹⁸⁾ 離婚または裁判別居の判決が妻の姦通、⁽⁹⁹⁾ 遺棄または虐待を理由として言渡されるとき、彼女が財産を所有しているならば、彼女はそれを彼女の夫または子供のためのセトルメントにするよう命じられるであろう。⁽¹⁰⁾

財政上の規定についていえば、裁判所は妻の利益のため、夫に対し、訴訟中の扶養料または全額もしくは定期的な永久扶助料の支払いを命じることができる。“未成年の子供の扶養料”は、彼らの監護および教育の仕事と並んで、婚姻訴訟の手続中またはそれ以後も裁判所が考慮しなければならない事柄とされる。妻が精神異状を理由に離婚を申し立てる場合を除き、夫には子供を扶養する義務がある。⁽¹¹⁾

法 案

本章はすべて、家族財産の分割および妻の扶養で占められている。裁判所は、家族財産が彼等の共同の努力によって得られたか、夫婦の一方

⁽⁵⁾

のみの努力で得られたか、いずれにしてもそれを分割する権利を有している。⁽⁶⁾ 裁判所は、前者の場合には平等な分割になるよう、後者の場合にはかかる財産を取得した一方がより大きな割合を得るように努力することを命じられる。

裁判所はまた、妻のための扶養料の支払いを命じることができる。⁽⁷⁾ 評価の基準は、婚姻が破綻しておらず、夫婦が彼らの財産上の義務を果していたならば、実行可能であり、正義がそれを許す限りにおいて、彼等がおかれていたにちがいない財政上の立場に彼等をおくことを目的として定められる。扶養料支払命令は、得られなければ、当事者一方の死⁽⁸⁾亡によって終了し、たとえ得られたとしても、妻の死亡によって終了する。妻は、しかしながら、彼女の再婚により、または、“誰れか他人の人⁽⁹⁾と姦通している”ことにより、彼女の扶養料請求権を失う。扶養料に関する合意は、裁判所によって詳しく調査されなければならない。⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾

法案によれば、彼または彼女の子供が彼または彼女の監護のもとにあるかどうかを問うことなく、親は子供を扶養する義務を負わされる旨を定めている。夫は、合理的に子供を扶養することを拒否したか、それを怠ったか、または彼の妻を遺棄したとの立証にもとづいて、扶養料の支払いを命じられるであろうが、他方、妻はかかる“原因”が何も立証されなくとも命じられることになろう。評価の基準は、婚姻の終了以前に子供がおかれていた財産上の立場に子供を回復させることを目的として定められている。命令は、必要に応じて取得または変更されよう。命令は、子供が18才に達したとき、または18才以前に就職したとき、失効するが、しかし子供が何か身体的または精神的無能力に苦しむときは、継続するものとする。⁽¹²⁾⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾

法案によれば、扶養料支払命令は譲渡または移転し、もしくは他の請求権を満足させるために差押えられることはないが、未払金は支払者の不動産に対してさえも、債務として回復することができるよう。裁判所はまた、かかる処分が扶養料を支払うべき配偶者の責任を減少させるか、

または妻の財産権を不足させる目的でなされるとき、過去3年以内の処分を取消し、または切迫した処分を阻止する権限を有している。
(20)

コメント

法案は、経済的に弱い立場にある構成員のための家族内での財産権および財政上の取決めの問題について、多くの必要な検討を試みた。離婚を許すことは、家族単位の終了を知らせる信号であるのみならず、同じ理由で、構成員を新しい単位に再組織することを要求するが、このことは、古い単位に属したもの分割し、さらに将来の財政上の責任を割り当てるという骨の折れる調整を必要としている現実に一致するように、詳細な条項がこれらの関心事のために用意された。筆者がこれらの条項から取消手続が見落されていることを残念に思うのは、このことを意中におくからである。婚姻の取消によって分解された家族単位は、婚姻の終了によって分解されたそれと異なるところはない。家族財産は、やはり分割され、将来の財政上の責任が分配されなければならない。これを見落とすことは、法律が裁判所にかかる命令を許しているがゆえに、逆戻りに等しい。見落しは熟慮の上のことでなく、法案が成文化される前に改められるのが望ましい。
(21)
(22)

（i）家族財産の分割

法律は、裁判所が財産権を変更することを許しているが、この規定は決して、財政権は夫婦間でも第三者との関係でも異なるものではないことを承認することを前提にしていない。さらにこの規定は、公表されたどの事件でも使用されていなかった。法案は、これをさらに押し進めている。そして実際に、裁判所が家族財産を二人のうちどちらが現実の所有者であるかに關係なく分割することを許している。この体系は、“延期された共有財産”（deferred community property）－婚姻のおかげで、夫婦の財産はいくつかの点で共同所有権に服する－として記述され
(23)
(24)
(25)

てきたものに似ている。法案の中で特定のでき事が発生することによって生じる法律上の論点は、裁判所による判決の言渡ということである。かかるでき事まで（すなわち、婚姻の存続中）、共有は作り出されておらず、財産はいぜんとしてその所有者によって排他的に所有され、管理されているであろう。これと対照的に、イギリスの法律改正委員会はこれを否定し、その代りに、婚姻家庭の中で妻の利益を保護するため、余り急進的でない変更でがまんした。⁽²⁶⁾われわれの裁判所は、それゆえに、この領域でのイギリスの先例によろこんで従うことはあるまい。裁判所は、彼等のもつ疑うべくもない広汎な権限を大たん行使し、各家族にとっていかなる協定や調整が最善のものであるかを計画し、夫婦に手助けで与えることが望ましい。収益を分割するために財産を売却することが常に必要とは限らないと思われる。事実上、財産をこの方法で処分しないことが望ましいであろう。かかる際にこそ、裁判所は非個人的な判定者（adjudicator）としてよりはむしろ、合意に達した夫婦に手助けを与える調停者（conciliator）として最良の機能を果すであろう。

この体系は、“配偶者によって婚姻中に取得された財産”のみを対象⁽²⁷⁾とする。夫婦各自が婚姻前に所有していたどの財産も共有の範囲外であることは明らかである。しかし、“財産”（assets）という文言の範囲に閑としては、裁判上の解釈を必要としよう。それはすべての財産を対照とするのか、または家族の使用に供されるもののみなのか？分割は、それを修正するための基準は定められているが、家族財産の取得についての夫婦各自の金銭的な寄与をいぜんとして反映するであろう。双方が金銭的な寄与をしたとき、裁判所は平等に分割すること好んでいる。裁判所⁽²⁸⁾は、一方当事者の金銭、財産または労働の範囲もしくは彼等の共同の利益のために契約された債務または未成年の子供のための特別な要求からみてそれが必要と考慮するとき、平等以外の方法で分割することができる。夫婦の一方のみが財産の代価を支払ったとき、裁判所は支払っていない配偶者に対し、この配偶者が家庭および未成年の子供の要求につい

シンガポール家族法の転回点 女性憲章（改正）法案 1979年

て世話をすることで家族の福祉に寄与していることを心に留めながら、支払いの分担をさせることができるが、しかしここで財産の代価を支払った配偶者は、“より大きな部分”を得ることになる。裁判所は、それゆえ、⁽³⁰⁾ それぞれの事情のもとでどのような割合が公正であるかを決定するについて、裁量権を与えられている。

この改正は、歓迎されるけれども、後日、調査される必要のあるいくつかの欠陥がいぜんとして存在している。婚姻が存続している間は、家族財産たとえば婚姻家屋について、所有者でない配偶者の利益を保護する規定はない。所有者でない配偶者が婚姻家屋を占有する権利は、対人的なものであり、かくして代価を支払う善意の買主に対抗することができない。このことは、所有者でない配偶者は、代価を支払う善意の買主によって婚姻家屋から追い立てられることを意味している。さらに、婚姻が存続している間は、所有者である配偶者は彼または彼女の意思で財産を処分することができる。これに先回りして、法案は体系を打破するはずの処分に対するいくつかの保護を定めている。裁判所は、処分が代価を支払う善意の買主に対するものでなく、過去3年以内に行われており、しかも処分は扶養料を支払うべき配偶者の財産を減少させるか、または他方からそれに関する何らかの権利を奪うものであれば、処分を取消すことができる。裁判所はまた、それが同様の意図でなされたことを納得すれば、重要な処分を禁止することができる。処分を取消す裁判所の権限は、きわめて厳密にのべられている。それは2つの点で、それに相当するイギリスの規定よりもさらに厳格である。⁽³²⁾ すなわち、イギリスにおいて、過去3年以内という時間的な制約はない。そして、これに加えて、処分が過去3年以内になされたとき、扶養料を支払うべき彼または彼女の財産を減少させる意図もしくは他方から財産の持分を奪う意図が推定される。法案は、これに関して制限的でない方がよいであろう。

(ii) 妻の扶養料

訴訟の係属中および爾後、夫が彼の妻に扶養料を支払うよう命じることを許す法案は、該扶養料の額を算定するために考慮すべき詳細な要因の目録を定めている。規定は、ぎこちない言葉使いをしている。裁判所⁽³⁴⁾は“婚姻の破綻について各当事者に裁判所が割り当てる責任の度合いを考慮すべきものとする”命令に対し、異議が提出される。相互の合意による離婚のための共同訴訟において、たとえこの点が倫理的なものであり、扶養料の額と同様に合意がきわめてありそうに思えるけれども、婚姻のおかれている条件に関し、裁判所による調査は決して必要でないし、まして責任を比較する必要など全くなき。個々の訴訟においてさえ、裁判所は単に婚姻が回復しがたく破綻したと納得することを要求されるにすぎない。両配偶者の責任を比較することは要求されない。実際に、責任を合計し、比較することは不可能であることが確実に実感され、そのことが離婚に関する“婚姻上の非行”原理の放棄へと導いた。このような不快な説示は、削除されるのが望ましい。説示が単に重大な非行のみ⁽³⁵⁾にたよることを意味するならば、かかる考慮は、裁判所が“彼等の行為を考慮して、正になすべきこと”は何であるかを評価すべく要求されることによって充分につくされていると思われる。規定がぎこちないものであることに注意しながら、それをさらに合理的によむ方法として、次のようなことが提案される。それによれば、裁判所は、婚姻が破綻することなく、各自が彼または彼女の義務を履行したならば、彼等がおかれただはずの財政上の地位に当事者をおくはずの扶養料の金額を、時として、実行不可能であるか、またはそうすることが公正であることを心に留めながら、評価することである。

そうよむならば、この評価規定はイギリスにおけるそれとよく似てい
る。⁽³⁶⁾

イギリスにおいて、改正にもかかわらず、伝統的な“3分の1法則”
はいぜんとして有効な出発点であると主張されてきた。法案がすでに所
⁽³⁷⁾

シンガポール家族法の転回点 女性憲章（改正）法案 1979年

有者でない妻に家族財産の分前を認めているので、このことは必ずしもわれわれにとって適切ではないと思われる。前妻を扶養すべき夫の義務は、（より一般的な事情において）彼が彼女に彼の財産の一部を与えるべき義務があったといいう事実と共に考慮されなければならない。この義務は、それゆえに、彼女が新しく獲得した財産と共に、彼女を実行可能であり、しかも正義がそれを許す財政上の地位におくための1つの追加としてみるべきである。家族財産の分割および扶養料は、離婚後の家族単位の財政上の局面をどのように命じるべきか、という1つの争点の構成部分として考えるべきであろう。他方において、離婚法の改正に照らし，“当事者の行為”は，“明白でしかも実際にひどいものでなければ… …重要でない争点”でしかあり得ないといいうイギリスの裁判所の宣告は、
⁽³⁸⁾ここでも同様に要領を得ている。

法案は、法律が規定しているように、扶養料が一時払いでも、定期的支払いでもよいことを明白にのべていない。⁽³⁹⁾これは明白にされるのが望ましいであろう。

扶養料が支払われるべきことを裁判所が命じなければ、妻は明白な不利益をうけると思われる。扶養料の支払いを得たならば、妻は（彼女の夫が彼女より先に死亡すれば）彼女の一生涯、彼の不動産から継続してそれをうけ取ることができるが、支払いを得られなければ、彼等が双方とも生存している間のみ継続し、彼女の扶養料は、夫が彼女より先に死亡すれば、終了することを意味している。この立場はイギリスにおけると同様であり、必要とする前妻は（1975年以来）、彼女の死亡した夫の不動産から扶養料を請求することができるし、それに相当するわれわれの制定法のもとで何の変更も加えられていない。⁽⁴⁰⁾
⁽⁴¹⁾
⁽⁴²⁾
⁽⁴³⁾

法案のもとで（イギリスのおけると同様に）、扶養料の支払いをうける前妻の権利は、彼女の再婚によって終了する。なぜならば、それ以降は、彼女の新らしい夫が責任を負うことになるからである。しかしながら、法案は、彼女が“姦通を犯す（Living in adultery）”ことにより、

彼女の権利は終了する旨を追加して規定している。これ奇妙な規定である。⁽⁴⁶⁾なぜならば、その文言によれば、彼女が未婚のままで未婚の男性と婚姻外で同居しても、彼女の権利は終了しないが、既婚男性と同居することによってのみ、“姦通を犯す”ものといえるからである。従来、かかる変則的な企てをすることはではなかった。この文言は、社会の大多数の人々の抱えている性道徳とちがった女性を処罰するための規定を繕うために、“罪にけがれた生活をしている”(Living in sin)に代えて選ばれたものと推測される。かかる思い切った権利消滅(cesser)を導入することは支持できない。彼女の行為がはなはだしく侮辱的なものであるにもかかわらず、裁判所がそれを考慮に入れなかつたとしても、法案は、いつでも、扶養料支払い命令を変更し、または取消すこともできる充分な権限を規定している。前示の文言は、削除されるのが望ましい。⁽⁴⁷⁾

“当事者の財産および必要性”を考慮し、特定の前夫が前妻の扶養料のために算定された金銭を負担すべきものとする裁判所が考慮した判決を道徳的な判断で終了させることは許されるべきでない。規定は、離婚法の改正と両立しない。なぜならば、それが前夫婦間の争いをさらに勇気づけ、しかも悪いことには、もしあるとすれば、それは前妻の性的経験と密接に、しかも敏感に結びつく領域だからである。たとえ前夫婦が親密であるとしても（新離婚法が望むように）、友情は夫の側のかかる経験によって重大な脅迫をうけることになろう。

（iii）子供の扶養

家族単位が分解したのち、子供を扶養する責任を父母双方に負わせながら、法案は、妻が彼女の夫の精神病を理由に離婚の訴を提起するとき、妻にのみ責任を負わせている法律を改正している。⁽⁴⁹⁾能力のある父母の間に合理的な区別は何も存在しない。男は彼の子供を扶養すべく命じられることができるとする規定は、上手な言い回しではない。なぜならば、規定は、婚姻訴訟事件が審理中か、またはその後に、彼が子供の扶養を

シンガポール家族法の転回点 女性憲章（改正）法案 1979年

拒否または怠ったことが明らかになるか，もしくは彼が妻を遺棄し，しかも妻には子供があるというような極端な事態を含んでいるからである。これらの事態は，すでに法律の第7部において取扱われていて，婚姻訴訟事件およびそれ以後に制限される第9部でくり返えされる必要はない。⁽⁵¹⁾

法案はまた，妻の扶養料と共に子供の扶養料を算定するための基礎を定めているが，これは，婚姻が終了されなかつたならば彼または彼女がおかれたはずの財政上の地位に子供をおくことを目的としている。⁽⁵²⁾この基礎は，婚姻が存続する間の扶養料の請求にも同様に関連をもつてゐるが，それは主として家族単位の分解に当つて使用されるであらう。なぜならば，裁判所の考慮は，心の中でより長い時間構成を伴つてゐるため，ここでは当然により詳細なものとなるからである。

命令の期間に関する規定は，改善されたことができた。それによれば，命令は，子供が18才に達するか，または18才以前に有給の雇傭を得たとき，終了するが，しかし子供が肉体的または精神的に無能力であるとき，命令は無能力が終止するまで継続するものとする。子供が18才を越えて彼または彼女の勉学を継続しているか，または彼の兵役後そうすることを期待しているとき，命令は継続されるのが望ましいであらう。⁽⁵³⁾

法案は，ある男が彼の家族の一員として受け入れた子供（たとえ彼の子供でなくとも）を監護する責任を負わせる規定を導入した。この規定は，形式的に養子とされていない子供および他方配偶者の前婚による子供または非嫡出子に適用されよう。それは多分，この責任を夫のみに制限するつもりはなく，そのために“配偶者”という文言を使用する代わりに，“男”を選んだのであらう。さらに，規定は，婚姻訴訟手続およびそれ以後についてのみ扱う第9部より，むしろ子供に対する一般的な扶養義務を定める第7部におく方がより適当であらう。

監護

現行法

法律は、裁判所がいつでも命令できること、および仮判決は16才未満の子供の監護・養育のために満足のいく準備がなされたことを裁判所が納得するまで、絶対的なものとされるべきでないこと以外にほとんど何ものべていない。⁽⁵⁴⁾
⁽⁵⁵⁾

法案

法案は、一章全部を“子供の福祉”に当て、この題目のもとに彼等の扶養料に関する規定を含めている。そして、監護に関して、子供の福祉が至上のものとして考慮されるべきであるとの規定を保持している。⁽⁵⁶⁾しかししながら、7才未満の子供は彼の母に託されるべきとする反論のある推定を導入している。規定によれば、裁判所は、子供がいっしょにいることを強制することはない。⁽⁵⁷⁾合意または裁判所の命令が他のことを指図するときは別として、無効判決によって嫡出とみなされた子供は母に託される。⁽⁵⁸⁾そして、請求にもとづいて、他方の親が子供を監護するに適していない旨を宣言する権限を裁判所に付与している。⁽⁵⁹⁾
⁽⁶⁰⁾

コメント

これらの付加的な規定が破壊された家族の子供をさらに保護することを意図していることは疑の余地がない。不幸にも、これらの規定は、事実上、この高尚な意図をくつがえすであろう。これらを研究するに当って、われわれは、子供の後見法 (the Guardianship of Infants Act) の諸原理が“子供の監護または養育が……問題となっているどの裁判所の面前におけるどの手続き”にも適用されることを思い出すべきである。⁽⁶¹⁾7才未満の子供が関係するときの母に有利な推定は、父母のいずれも他方に優先する請求権をもたないとする法律の指図に矛盾している。法律⁽⁶²⁾のとる政策によれば、監護の問題について夫婦が合意できないとき、裁

判所は監護者を選定するという困難な仕事に対応するについて自由裁量の余地をもつべきであり、しかもかかる仕事は予想されるどのような立派な請求によっても阻止されるべきではない。適切な母は、しばしば幼い子供の優先的な監護者であろうが、推定はただ裁判所に責任を負わせるにすぎない不必要的早合点であり、推定が完全にくつがえされるならば、裁判所はそれを考慮する必要があろう。裁判所は子供をいっしょにする必要はないという指図は、せいぜい、余計なことである。当初の家族単位の崩壊をやわらげるために子供をいっしょにするのは、一般的に、より適當なことは明らかであるが、彼等の福祉がそれを要求するとき、裁判所は別のことを行なうであろう。“それに反するいかなる合意または裁判所の命令も存在しないとき”⁽⁶³⁾、無効後は母が子供を監護というのも奇妙なことである。子供の監護が争点にされていないとき、法律は子供の環境に入るべきでない。アメリカにおける子供の監護訴訟に関する指導的な著作により、次のように主張された。すなわち、子供にとって健康に成長するために必要とされる重要なことの1つは、干渉すべく強制されないときはいつでも、法律の標的は成長する子供の生活の外におかれるべきであるというように、彼の環境が安定し、しかもそれが永続することである。規定を文字どおりよめば、異議がみられる。なぜならば、無効とされた婚姻より生まれた子供がこれまで彼の父と幸せに暮らしていたにかかわらず、母のもとにいくことを要求されるからである。このことは、不当な干渉となる。規定に対する最大の異議は、最もしばしば主張されているように思われるが、子供の監護に不適切と宣言された他方配偶者が請求を維持するのを裁判所が許す点にある。子供の監護を得たいという彼の依頼者の希望を保護するのに熱心な弁護士は、習慣として、すべての訴訟においてかかる請求を含めるであろう。かかる請求からの収入がどのようなものであるにせよ、他方の“不適切性”に関する証拠が提出されるならば、取り返しのつかない害悪がかかる請求から生じることになろう。このことは、必然的に夫婦間に緊張を増大さ

せ、離婚法改正の背後にある政策を打ち破ってしまう。そして、さらに悪いことには、夫婦間のどのような敵意もその後に子供の上に発散されることになろう。そこに少しでも望ましい境遇が存在するであろうか。その上、人々は、彼または彼女の親が監護に適しているかどうかを決める公開の審理に巻き込まれる子供に生じる苦痛を想像するであろう。規定は、心得ちがいをしており、削除されるべきである。監護者が不正な仕事をしていると考えるなば、監護者でない親または“誰れか利害関係のある人”は、監護命令の変更また取消しを申し立てるのに充分な機会を法案は規定している。⁽⁶⁵⁾ 子供の後見法は、これと似た権限を認めている。⁽⁶⁶⁾ さらに、子供および若者に関する法律 (the Children and Young Persons Act) ⁽⁶⁷⁾ は、いかなる虐待も禁止し、さらに彼に託されている人を故意に強迫し、虐待し、無視し、遺棄したり、または同人を戸外に捨て、訴訟の相手とし、周旋し、放任したりする監護者は、すべて処罰すべきものとする。

これらの変則的な仕事が片づくとき、法案は1章の全部を子供の必要とすることに当て、家族単位が崩壊するとき、法律が子供の福祉を保護するために関心をもつことを有效地に強調している。2つの新しい規定が作られている。それによれば、特定の子供にとって何が最善であるかに関して、裁判所は子供の問題についての専門家の勧告に従うべきであることを明白に認めている。⁽⁶⁸⁾ そして、問題が解決されるまで、親が子供を裁判所の管轄外に移すのを阻止するため、裁判所が差止命令を発することを認めている。⁽⁶⁹⁾

その他

(i) 婚姻の儀式

婚姻の儀式に関する規定の改正は、法律的に重要ではない。挙式を許可する登録官から最初に入手しなければならない許可証について、“婚姻証明書” — Certificate for Marriage ⁽⁷⁰⁾ という文言を使用することは、

挙式後に与えられる“婚姻証明書” — Certificate of Marriage と混同される危険があるため、法案のもとでは使用を止め、“婚姻許可証” — Marriage License としている。⁽⁷¹⁾ 婚姻証明書の代わりに与えられた特別な“許可証”は、⁽⁷²⁾ “特別婚姻許可証” — Special marriage License ⁽⁷³⁾ ⁽⁷⁴⁾ とよばれる。

挙式に当っての登録官によるあいさつが改正された。

子供および若者に関する法律のもとで、未成年者が“移転された子供”⁽⁷⁵⁾ (transferred child) とされるときはいつでも、かかる子供を世話、監護または監督するものとして登録される人は、父、母または後見人が同意を与えることができないか、またはそれを拒否するとき、子供の婚姻について彼の同意を与えることができる。⁽⁷⁶⁾ ⁽⁷⁷⁾

（ii）婚姻中の扶養料

法案は、婚姻の継続中に妻が扶養料支払命令を申立てるのに対し、2つの抗弁を導入している。“彼女が姦通を犯したこと”，および“彼女が夫を遺棄したこと”がそれである。これらの抗弁には異議がある。なぜならば、それらは、婚姻を単に一連の権利および義務によって成立つものにすぎないとして、不完全にしか分析していないからである。たとえば、妻が貞節を守る“義務”に違反すれば、彼女の扶養料に対する“権利”を失うというように。現実には、姦通とか遺棄が行われても、それによって必然的に夫婦の関係が終了するとはきまっていないように、夫婦の関係は不確実な交換 (permutation) をうけやすいものである。かかる現実を法案自身が離婚に関する規定の中で裏付けしている。かかる姦通または遺棄によって夫婦の関係が終了しないならば、ついで法律は、夫（ほとんど常に重要なかせぎ手である）が彼に経済的に従属する妻を扶養することに关心をもつ。このことは、妻がとんでもない非行をするのを許すと考えるべきではない。裁判所は、何が裁判所にとって“合理的に見える”か、評価する権限を与えられている。裁判所が妻の側のな⁽⁸⁰⁾

んらかの非行を処罰する声を出すのを許すため、充分な考慮が払われて
いる。命令を変更し、または取消すことさえできる継続的な権限が存在
している。これらの完全な抗弁を導入することは、何の価値もない。な
⁽⁸¹⁾ぜならば、それらは単に経済的により強い立場にある配偶者の義務を他
人または国家に転化するにすぎないからである。

法案はまた、高等法院（High Court）によってなされた命令を強制
することを下級裁判所に許す規定を設けている。これは、現存する変則
的なこと、すなわち、扶養料支払命令相互強行法（the Reciprocal
Enforcement of Maintenance Orders Act）によれば、下級裁判所
⁽⁸²⁾は、この地で登録された外国裁判所による命令を強行することができる
が、われわれの高等法院でなされた命令はどこでも強行できない、とい
う変則的なことを取り去ってしまう。さらに、賃金差押命令は、故意の
拒絶または責められるべき怠慢以外の理由によって被告が支払わなかっ
たことが立証されるならば、言渡されないものとする旨の規定がある。
⁽⁸³⁾しかし、ひとたび言渡されたならば、被告および彼の雇主は、命令の効
力を維持するため、彼の雇傭上の身分に生じた変化を裁判所に通知する
⁽⁸⁴⁾ことが要求される。

（iii）女性および少女に対する犯罪

法案はまた、法律のこの部分について、いくつかの変更を加えている
が、この部分は家族法に関するもので、意見は述べられていない。

結論

法案が婚姻訴訟、財政上の事項の整理および子供の監護を決定する法
律に根本的な改正を加えていることは明らかである。これまで議論して
きた規定の中に欠点はあるけれども、改正を基礎づけている理論が支持
をうけるに値することはもちろんである。婚姻上の救済は、もはや罪に
に対する罰としてではなく、もっと現実的に、もはやうまく継続できない

シンガポール家族法の転回点 女性憲章（改正）法案 1979年

家族単位の崩壊および新しい単位の創設を記録するべき事として考えるべきであろう。

シンガポールにおける家族を支配する法律の中でさらに改正すべき点を指摘しておこう。婚姻の継続中に扶養料支払命令がなされる理由に関する規定は、夫が合理的な扶養料の支払いを怠ったこと以外の理由を定めている点で現実的ではない。⁽⁸⁶⁾ 彼女を扶養することをこのように怠つたのでなければ、彼女の有利に命令が言渡される理由はほとんどない。それゆえ、これ以外のすべての原因は削除されるべきだと思われる。婚姻上の救済のための訴訟を維持すべき高等法院の管轄権を概説する規定をめぐる諸問題は、すでに充分に議論されてきたので、それらが再調査され⁽⁸⁷⁾、さらに改良されることが望まれる。法律の後援のもとに、イスラム教徒が非イスラム教徒と婚姻することを許す1967年の改訂は、⁽⁸⁸⁾ イスラム教の戒律（Shariah）がイスラム教徒はいかなる方法で、しかも誰と婚姻することができるか、できないかに関して厳格な規則をもっていることから起じるにちがいない人間関係の衝突する問題を考慮することなく、導入された。われわれの裁判所の面前にこのような事件はもち込まれていないけれども、それが裁判所を苦しめるに先立って、問題の解決のために研究を始めるのが望ましい。赤の他人間の訴訟と区別して、家族内部で訴訟を始めるには充分な理由があると思われる。そこには、争点を友好裡に解決するための非常に広い領域が存在している。そして、解決できないときでも、争点は多分、判決によるよりも調停により方が優っている。これは、裁判所がカウンセリングまたは子供の福祉に関する専門家を使用するのとよく似ている。そして、一般的に、家族単位の終了が必要以上の外傷にならないようにするために、かかる訴訟ができる限り形式的でなく、快適な雰囲気の中で行われるのを許すことが、法律の改正と調和することになろう。家庭裁判所（Family Court）を設立するのが望ましいことを検討する理由がここにある。⁽⁹⁰⁾ 最後にもう1つ、法律の名称を変更する充分な理由がある。法律は女性の権利に関する証書で

はないから，“女性憲章”(Women's Charter)という名称は大きさであるし，名称が直ちにその内容を示唆しているわけではないので，誤解を招くことになる。1970年版のシンガポール制定法に包括的な索引がないことを考えると，困ったことになる。この名称を“婚姻および婚姻訴訟事件法 (Marriage and Matrimonial Causes Act) または“家族法典”(Family Law Act) とし，さらに女性および少女に対する犯罪に関する第10部の規定を刑法典 (the Penal Code)⁽⁹¹⁾ のようなより適切な制定法に移す方がより結構なことであろう。

註

- (1) マレイシアもまた，法律改正（婚姻・離婚）法—the Law Reform (Marriage and Divorce) Act · 1976, によって類似の変更を加えたが，未だ施行されるにいたっていない。
- (2) 法律の第112条，113条。
- (3) 前掲第18条。
- (4) 前掲第82条・2項・C。
- (5) 前掲第84条。
- (6) 法案の第17節は法律の第9部全体を廃止し，新しい条文で置き代えている。これらは，以後，法案の第17節・条文として参照する。
- (7) 法案の第17節・第81条。
- (8) 前掲第82条。
- (9) 前掲第83条。
- (10) 前掲第83条・2項。
- (11) Cretney S.M: Principles of Family Law (1974). 82頁—88頁参照。
- (12) イギリスのMatrimonial Causes Act. 1937・参照。
- (13) “Putting Asunder”（離婚法を再調査するため，カンタベリー大司教によって創設された委員会の報告書）第6節。
- (14) “Field of Choice”，第15節。
- (15) それ以降，イギリスの Matrimonial Causes Act (1973) に統合された。
- (16) Cretney・前註 (11). 91頁。
- (17) それは以前に Divorce Ordinance (1955年改訂，Singapore Statute. 第40章) によって採用されていた。

シンガポール家族法の転回点 女性憲章（改正）法案 1979年

- (18) 1967年の法律第9号、そこには1つ重要なちがいがある。シンガポールでは別居が離婚原因の1つとされたが、イギリスの Divorce Reform Act は、回復しがたい破綻のみを離婚の唯一の根拠と認め、破綻は別居という事実によって推定できるという。
- (19) Pegg, L. "The Seven-Year Hitch-A Comparative Study of Singapore's New Divorce Ground" (1969). Mal. L.R. 第11巻181頁。
- (20) Wee, K. "English Law and Chinese Custom in Singapore: The Problem of Fairness in Adjudication" (1974). Mal.L.R. 第16巻52頁。
- (21) Re Lee Choon Guan. Deed. (1935). M.L.J. 78頁。
- (22) サラワク Matrimonial Causes Act.1932. 第7条。
- (23) 法律の第82条・1項・a および第82条・2項・b.
- (24) 前掲第82条・1項・C および第82条・2項・e.
- (25) 前掲第81条・1項・d および第82条・2項・f.
- (26) 前掲第82条・2項・a.
- (27) 前掲第82条・2項・c.
- (28) 前掲第82条・1項・b および第82条・2項・d.
- (29) 前掲第82条・1項・e および第82条・2項・g.
- (30) カリフォルニア州に存在しているように。
- (31) 法案の第17節・第83条・4項。
- (32) イギリスのMatrimonial Causes Act. 1973. 第1条・4項。
- (33) 前掲第5条。
- (34) Bromley, P. M. Family Law (1976). 258頁-262頁: Gretney, S. M. 前出註 (11) .127頁—131頁。
- (35) Freeman, M.D.A. "Divorce Reform-Seven Year Later. I and II," Fam. Law. 第9巻1—2号. 3頁. 40頁。
- (36) Julian v. Jilian 事件 (1972). S.J. 第116巻763頁. Lee v. Lee 事件 (1973). S.J. 616頁。
- (37) Parghi v. Parghi 事件 (1973). S.J. 第117巻582頁. Banik v. Banik 事件 (1973) ALL.E.R. 第3巻45頁, Rukar v. Rukar 事件 (1975). All.E.R. 第1巻353頁。
- (38) 法案の第17節・第84条および法律の第85条。
- (39) Jackson, J. Review of The Inside of Divorce. L.Q.R. 第89巻4 22頁—423頁。
- (40) Tyndall, N. イギリス国家婚姻保護委員会の首席委員, 前註 (35) の資料の7頁に引用。
- (41) Practice Direction (Divorce Reconciliation) No. 2. (1972). W. L.R. 第1巻1309頁。

- (42) ニュージーランド、アメリカのいくつかの州、カナダのいくつかの州およびオーストラリアのいくつかの州については、Eekelaar. J. Family Law and Social Policy (1978). 144頁—151頁参照。
- (43) 法案の第17節・第85条。
- (44) A resumption of cohabitation leads to an inference of condonation of the matrimonial offence: Burch v. Burch 事件 (1958). All.E.R. 第1巻848頁。
- (45) 1967年の法律第9号は、法律の中に第82条・6項および第86条・3項を導入したが、これによれば、裁判上の和解は、3カ月未満であれば宥恕に相当しないものとされる。
- (46) 法案の第17節・第83条・5項。
- (47) 前掲第83条・6項。
- (48) 前掲第83条・7項。
- (49) 前掲第91条。
- (50) 前掲第89条。
- (51) 前掲第90条。
- (52) 法案の第17節・第127条は、Rules of the Supreme Court. 1970. 布告第57・規則4と対応している。
- (53) 法案の第17節・第89条・1項。
- (54) Divorce Procedure Rules 1950. 規則35。
- (55) 法律の第95条。
- (56) 法案の第17節・第92条。
- (57) これは法律の第98条—第103条に規定されており、原告にとっての唯一の利点（被告がこれに従わないときに）は、従わないことが遺棄になるとという点である。
- (58) 法案の第17節・第84条。
- (59) Wilson v. Wilson 事件 (1848). H.L.Cas. 第1巻538頁。
- (60) 法案の第17節・第94条。
- (61) 1970年改訂. Singapore Statutes. 第37章。
- (62) イギリスの Matrimonial Causes Act. 1973. 第18条・2項。
- (63) 1970年改訂. Singapore Statutes. 第35条。
- (64) 法律の第91条。1項参照。
- (65) 明らかな見落しは第9条および第21条であり、そこでは、それらの要件に違反すれば婚姻は無効になると規定している。
- (66) 法律の第91条・1項・但書。
- (67) コモン・ローによれば、取消し得る婚姻の当事者は、明らかに婚姻が有効であることを暗黙に承認するような行為をしたとき、無効判決を得ること

シンガポール家族法の転回点 女性憲章（改正）法案 1979年

とはできなくなるであろう。G.V.M. 事件 (1885). App.Cas. 第10巻 171頁。

- (68) 法案の第17節・第96条。
- (69) 前掲第97条。
- (70) 前掲第98条。
- (71) 前掲第99条・2項。
- (72) 事態を明確にし、さらに“妻”および子供のための扶養を命令し、子供の監護を取決めるために判決が求められるであろうが。
- (73) 法案は、“婚姻証明書”(certificate for marriage)を“婚姻許可書”(marriage licence)と名称を変えた。後出.註(72)参照。
- (74) 法律の第3条・1項参照。その解決については、Daw. R. “Some Problems of Conflict of Laws in West Malaysia and Singapore Family Law”(1972). Mal. L.R. 第14巻179頁。
- (75) 法律の第91条・1項・e。
- (76) Diceg and Morris (第9版) 規則33,34. Re Maria Hertogh (1951). M.L.J. 12頁, 164頁. Martin v. Umi Kelson 事件 (1963). M.L.J. 第29巻-1頁. 参照。
- (77) 法律の第80条・2項参照。
- (78) イギリスの Matrimonial Causes Act (1973). 第14条参照。これによれば，“国際私法の規則に従って”決定されるべきものとする。
- (79) 前示註(76)。
- (80) 第79条はわれわれが適切なコモン・ローのみに従うことを許すのか、または適切な制定法による修正にも同様に従うことを許すのか、はっきりしない。
- (81) イギリスの Nullity of Marriage Act. 1971. 現在では Matrimonial Causes Act (1973) に統合されている。
- (82) Jackson, J. The Formation and Annulment of Marriage (1969). 227頁—304頁参照。
- (83) 法案の第17節・第97条・C。
- (84) イギリスの Matrimonial Causes Act (1973). 第13条。
- (85) 前示註(70)。
- (86) 法律の第93条。
- (87) 法律の第17節・第100条。
- (88) イギリスの Nullity of Marriage Act (1971). 現在は Matrimonial Causes Act. 第16条。
- (89) Jackson. 前示註(82). 92頁—96頁参照。
- (90) 法案の第17節. 第101条・1項, 3項および第102条・b参照。

- (91) 法案の第106条、第107条および第110条。
- (92) 法案の第17節、第89条参照。
- (93) 第17節・第93条。
- (94) 第90条。
- (95) Turner v. Meyers 事件 (1804). Hag. Con. 第1巻414頁。法律改正委員会はこれを廃止し、訴権を夫婦のみに制限すべく勧告している。Working Paper. No. 48 (Declaratichs in Family Matters). 第59節—第62節。
- (96) 法律改正委員会. No.33。
- (97) 前掲第24節。
- (98) 法律の第110条および第111条。
- (99) Evelyn Tan v. Tan Lim Tai 事件 (1973), M.L.J. 第2巻92頁。ここで、裁判所は彼女の利益のために復帰信託 (resulting trust) を認定した。
- (1) 法律の第109条。
- (2) 前掲第106条。
- (3) 前掲第107条。
- (4) 前掲第113条。
- (5) 法案の第17節・第101条・1項。
- (6) 前掲第101条・3項。
- (7) 前掲第102条。
- (8) 前掲第103条。
- (9) 前掲第106条。
- (10) 前掲第107条。
- (11) 前掲第105条および第109条。
- (12) 前掲第119条。
- (13) 前掲第120条。
- (14) 前掲第121条。
- (15) 前掲第122条。
- (16) 前掲第124条および第125条。
- (17) 前掲第123条。
- (18) 前掲第110条。
- (19) 前掲第111条。
- (20) 前掲第127条・c。
- (21) 前示註 (90) 参照。
- (22) 前示註 (98). (2) および (3) 参照。
- (23) 前示註 (98) 参照。

シンガポール家族法の転回点 女性憲章（改正）法案 1979年

- (24) 貴族院は、Pettitt v. Pettitt 事件 (1969), All.E.R. 第 2 卷 385 頁および Gissing v. Gissng 事件 (1970), All.E.R. 第 2 卷 780 頁、において、これを疑いなく確立した。家族財産の所有でない夫婦の一方はそれについて所有権にもとづく利益をもたない。ただし、財産が彼または彼女のための信託として保持されるときは別である。たとえ、夫婦の一方が権限をもつ場合でも、財産のために支払いをしたのが他方であり、権原保持者の利益に前払の推定がたやすく示されなければ、復帰信託は推定されるであろう。
- (25) 法律改正委員会の公刊した Working Paper on Family Property Law. No.42 参照。Eekelaar. 前示註 (42) 185 頁以下。
- (26) 法律改正委員会の公刊した Working Paper. No. 42: 法律改正委員会 No. 86. Third Report on Family Property: The Matrimonial Home (Co-ownership and Occupation Rights) and Household Goods.
- (27) それを除いて、またその後に婚姻中に改善された婚姻前の財産を含む。法案の第17節・第101条・5 項。
- (28) 法案の第17節・第101条・2 項。
- (29) 前掲第101条・3 項。
- (30) 前掲第101条・4 項。
- (31) National Provincial Bank v. Ainsworth 事件 (1965). A.C. 1175 頁。
- (32) 法案の第17条・第127条 c.
- (33) イギリスの Matrimonial Causes Act (1973). 第37条。
- (34) 法案の第17節・第103条。
- (35) イギリスの控訴院は、妻に責任の25%を割り当てようとする下級裁判所の企てを特別に否認した。Ackerman v. Ackerman 事件 (1972). W. L.R. 第 2 卷 1253 頁。
- (36) 前示註 (33). 第25条・1 項参照。しかしながら、イギリスにおいて、夫婦双方は他方の扶養料の支払いを命じられることができるのに注意。第 21 条。
- (37) Ackerman v. Ackerman 事件、前示註 (35). C' Donnel v. O' Donnel 事件、(1975). All.E.R. 第 2 卷 993 頁。
- (38) Watchel v. Watchel 事件 (1973). W. L. R. 第 2 卷 84 頁、90 頁において、Ormrod 判事による : Jones v. Jones 事件 (1975). All.E.R. 第 2 項 12 頁において、夫が妻に対して重大な身体障害を加えたことが明らかとなったため、夫の責任が増大した。
- (39) 法律の第107条。
- (40) 法案の第17節・第106条 参照。

- (41) 前示註(33). 第28条・1項・a。
- (42) イギリスの Inheritance (Provision for Family and Dependents) Act (1975), 第25条・1項。
- (43) Inheritance (Family Provision) Act. 1970年改訂, Singapore Statutes. 第35章。
- (44) 法案の第17節, 第107条。
- (45) 前示註(33), 第28条。
- (46) 前掲書に。
- (47) Quek Ah Chian v. Ng Guan Chng 事件 (1968), M.L.J. 第1巻 255頁は, 夫が妻を扶養するのを故意に怠ったことを理由に婚姻中に提起されたことを示唆しているが, 彼女が“姦通している”ということは, 制定法の中ではかかる申立に対する抗弁として読みとることができよう。裁判所はこの解釈のためにいかなる根拠も引用しなかったが, ただ, “neglect”は“culpable neglect”と読むべきであり, さらに彼女が“living in adultery”であっても, “Culpable”ではないとする。
- (48) 法案の第17節・第108条。
- (49) 前掲第120条・1項および2項。
- (50) 法律の第113条・2項. 婚姻の継続中, 彼女は法律の第60条・2項のように子供を扶養する責任を負わされるが, 彼の嫡出子または非嫡出子を扶養する責任を誰れにも課せない。
- (51) 法律の第60条・2項。
- (52) 法案の第17節・第121条。
- (53) 前掲第123条。
- (54) 法律の第113条・1項。
- (55) 前掲第112条。
- (56) 法案の第17節・第115条・2項。
- (57) 前掲3項。
- (58) 前掲4項。
- (59) 前掲第118条。
- (60) 前掲第117条。
- (61) 1970年改訂. Singapore Statutes. 第22章。
- (62) 前掲。
- (63) 裁判所がそのように認定したところに少なくとも1つの説得的先例がある。Myriam v. Mohamed Ariff 事件 (1971), M.L.J. 第1巻265頁。
- (64) Goldstein, J. Freud, A. and Solnit, A. Beyond the Best Interests of the Child (1973)。
- (65) 法案の第17節・第124条, 125条。

シンガポール家族法の転回点 女性憲章（改正）法案 1979年

- (66) 前示註 (61). 第5条, 10条。
- (67) 1970年改訂. Singapore Statutes, 第110章。
- (68) 法案の第17節・第127条A。
- (69) 前掲第127条B。
- (70) とくに法案の第16条 参照。
- (71) とくに法律の第27条 参照。
- (72) 法案の第2節・第10条・a および第12条。
- (73) 法律の第20条 参照。
- (74) 前掲。
- (75) 法案の第10節・b。
- (76) 前示註 (67) 参照。
- (77) 法案の第27節。
- (78) 前掲第13節。
- (79) Wong, A. "Women's Status and Changing Family Values" in the Contemporary Family in Singapore (Kno, E. and Wong, A: 1979), 彼女によれば, 1975年当時, 女性は労働力の30.2%を占めているが, 管理的, 経営的, 支配的地位にあるのは1%以下である。
- (80) 法律の第60条・1項。
- (81) 前掲第62条。
- (82) 法案の第14節・2。
- (83) 1970年改訂, Singapore Statutes. 第26章。
- (84) 法案の第15節。
- (85) 法案の第16節。
- (86) 法律第60条・1項 参照。
- (87) 前掲第80条および第126条。
- (88) Rawlings, R. "Jurisdiction under Part IX of the Women's Charter" (1977), Mal. L.R. 第19巻348頁。
- (89) 1967年の法律第9号は, 法律の第3条・3項を改正した。
- (90) 多分, オーストラリアの家庭裁判所にならっている。
- (91) 1970年改訂, Singapore Statutes, 第103章。